

只木ゼミ前期第3問検察レジュメ

文責:4班

I. 事実の概要

5 広告代理店 A 社に勤めていた X は、入社後、毎月 100 時間以上の残業を強いられ、これからの自分の未来を案じ、自殺を考えるようになった(責任能力に問題はない)。

10 平成 30 年 3 月 28 日、X は、同月 30 日未明に、なるべく会社に迷惑をかけるとともに、社会的に話題となり、マスメディアの報道等を通して、自分と同じ労働環境にある人々の救済までもを考慮の上、大手町にある A 社本社ビル(以下「本件ビル」)1 階にて焼身自殺する旨を決めた。

15 同月 30 日午前 2 時頃、他の社員が皆帰宅したのを確認し、X は A 社本社ビル 1 階の床にガソリンを撒き、焼身自殺の準備を一通り終えたところで、「死ぬ前に一服しよう」と思い、たばこ一本を口に咥え、ライターで火をつけようとしたところ、先ほど床に撒いたガソリンが気化していたため、引火し、本件ビル並びに本件ビルと隣接していた B 社本社ビルが全焼した。

15 尚、X はとっさに本件ビルから脱し、生存しており、また、大手町における、本社ビルの近辺は、高層ビル群となっており、特に本件ビルと B 社本社ビルとの間は、幅 3 メートル程の細い路地を挟んだだけであった。

20 一方、同月 30 日午前 1 時頃、C の同僚である Y は、普段から会議等の際、自分のお意見を頭ごなしに否定する C の態度に対して我慢の限界を超え、B 社本社ビル 31 階にて、C の背後から近寄り、殺意をもって、C の頸部を革製ベルトで締め付けたところ、C が昏睡状態に陥ったので、Y は C が死んだものと思い、死体をどうしようか考えていたところ、B 社本社ビルで火災が発生していることに気づき、「火事で死んだことになるだろう」と考え、C をそのまま放置して、自身は避難した。

25 ところが、右 Y による絞首行為により、昏睡状態に陥った C は、当該絞首行為ではなく、火災に伴う、一酸化炭素中毒により、死亡していた。

X、Y の罪責を検討せよ。

参考判例:横浜地裁昭和 58 年 7 月 20 日判決

大法廷大正 12 年 4 月 30 日判決

30

II. 問題の所在

35 1. 本問において、X は『「死ぬ前に一服しよう」と思い、たばこ一本を口に咥え、ライターで火をつけようとしたところ、先ほど床に撒いたガソリンが気化していたため、引火し、本件ビル並びに本件ビルと隣接していた B 社本社ビルが全焼』している。ライターに火をつけた時点では X に放火の故意が認められない以上、放火罪の実行行為の着手は認められないのではないか。

2. 本問において、Yは『殺意をもって、Cの頸部を革製ベルトで締め付けたところ』、殺人の実行行為は認められる。また、実際にCは死んでいるが、その直接の死因は『当該絞首行為ではなく、火災に伴う、一酸化炭素中毒』によるものであった。このような因果関係の錯誤がある場合において実行行為と結果との間に因果関係は認められるか。

5

Ⅲ. 学説の状況

1. 放火の実行の着手が認められるか

A説(主観説)

10 本説は犯意の成立がその遂行的行為によって確定的に認められる場合に実行の着手があったとし、行為者の犯行の意志の表動を基準に実行の着手時期を画定する立場である。

B説(客観説)

15 客観説は実行の着手時期を行為者の行為による結果発生危険性という客観的基準によって判断するが、何をもって結果発生危険性があると解するかで、更に形式的客観説と実質的客観説とに分かれる。

B-1説(形式的客観説)

20 本説は構成要件概念を判断基準に用いて形式的見地から着手時期を決定する見解であり、具体的には、実行行為そのものに先行しこれと密接不可分の行為(直前行為)の開始時点において実行の着手が認められうるとする立場である¹。

B-2説(実質的客観説)

25 本説は結果発生現実的危険を惹起する行為を行うことによって実行の着手が存在したものと解し、法益侵害危険性を実質的、現実的に把握する立場である²。

2. 因果関係の錯誤について

ア説(純粹な因果関係の錯誤説)

30 この説は第2行為を第1行為の介在事情ととらえ、それが予見可能である場合には、第1行為との関係で第2行為も発生した結果も相当因果関係の範囲にあり、その場合因果関係の錯誤は重要ではなく、故意犯が肯定されるものとする説である³。

イ説(故意帰属説)

この説は故意の既遂犯として処罰するためには、「行為者が認識した実行行為のもつ真の危険性がまさに具体的結果発生によって確証されたことが必要である」とし、「行為者が認

¹ 井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣,2008年)396頁。

² 川端博『刑法総論講義[第3版]』(成文堂,2013年)477頁。

³ 山中敬一『刑法総論[第3版]』(成文堂,2015年)370頁参照。

識した、行為の現実的危険性が、具体的態様における結果の中に実現した⁴⁾ と言いうることが必要であるとする説である⁵⁾。

IV. 判例(裁判例)

5 広島地方裁判所昭和 49 年 4 月 3 日判決。判例タイムズ 316 号 289 頁。

[事実の概要]

10 被告人は木造家屋を焼燬しようとして決意し、付近のガソリンスタンドから一八リットル入りガソリン二缶を買って同家に立ち帰り、二児が同家六畳の間で石油ストーブをつけ、テレビを見ている間に、同家台所のプロパンガスのホースをレンジから抜いて同室内にガスを放出し、さらに同家四・五畳の間にガソリン約一八リットルを溢出させたのち、六畳の間に通ずる襖を開けた際、右台所および四・五畳の間に充満していたガスを前記石油ストーブの火に引火炎上させ、よって同日午後五時ころまでの間に前記家屋を全焼させ、もって放火の目的を遂げた。

15 [判旨]

「被告人は、判示放火ののち、同家への放火を決意して、ガソリン二缶を買って、これを同家へ搬入したうえ、前記のとおりガスの放出、ガソリン溢出の行為におよんだものであり、その放火の決意は極めて強度であると認められるうえ、右家屋は前記のとおり可燃性の高い木造家屋であり、被告人は密閉された右家屋の台所、四・五畳の間にレンジからホースを抜いてプロパンガスを多量にかつ相当時分にわたって放出し、また四・五畳の間にガソリン一八リットルを溢出させたものであつて、これにより被告人の放火の企図の大半はすでに終了し、あとは点火を残すのみで、しかも点火と同時に既遂に達すると予測されるうえ、前記のとおりの対象物の可燃性および放出、撒布された媒介物の危険性に照らせば、右行為によつてもたらされた客観的危険状態はかかる媒介物なしに点火行為がなされたのと差異がないほど高度のものと認められ、未だ点火前とはいえ、右は既に予備の段階をはるかに逸脱し、放火の実行の着手があつたものと解するのが相当である。」

札幌地方裁判所平成 19 年 8 月 31 日刑事第 3 部。

[事実の概要]

30 被告人は E(当時 66 歳)に対し、殺意をもって両手で同人の頸部を圧迫するなどした上、同人が死亡したと考え、救命しようとして同人の胸部を両手で強く叩いたり押したりするなどして、よって、そのころ同所において、同人を胸部打撲又は圧迫による心挫裂により死亡させて殺害した。

[判旨]

⁴⁾ 井田良『法学研究』(東方書店)58 卷 11 号 78 頁。

⁵⁾ 山中・前掲 365 頁参照。

「被告人の公判供述を含む関係各証拠によれば、被害者には、被告人による頸部を圧迫する行為により、死亡の可能性があるほどの窒息が生じていて、このことは被告人も認識していたことが認められる。このような事態に直面した行為者が、救命行為に関する知識も経験も不足しているにもかかわらず 119 番通報などをすれば犯行が発覚することを危惧し、自ら救命行為を行うことは経験則上あり得る事柄である。そして、心臓マッサージに代表され

る救命行為は、その性質上、知識も経験も不十分な者が不適切に行えば、むしろ生命の危険を生じさせるといえるのであって、被告人がなした心臓マッサージ類似の行為も、まさにそのような不適切なものであった。その結果として、被害者に『胸部打撲又は圧迫による心挫裂』が生じたのだから、被害者が『胸部打撲又は圧迫による心挫裂』で死亡したのは、被告人が被害者の頸部を圧迫したという殺人の実行行為に起因すると評価できる。そうすると、上記被告人の過失行為の介在によっても、被告人のした殺人の実行行為と被害者の死亡との間の因果関係は否定されない。」

15 V. 学説の検討

1. 放火の実行の着手が認められるか。

A 説(主観説)

主観説は行為者の犯罪意思を重視することにより処罰時期が早くなりすぎると共に、「遂行的行為」や「表動」といった客観的要素の範囲が明確となり難く恣意的判断を招く恐れがあり、処罰範囲が広がりすぎることになる⁶。それ故、検察側は A 説を採用しない。

B-1 説(形式的客観説)

実行行為と密接不可分の行為をどの段階で行ったかということを確認することは形式的に困難であるから、このような形式的判断基準では予備と未遂とを区別することが実際上不可能であり、妥当でない⁷。それ故、検察側は B-1 説を採用しない。

B-2 説(実質的客観説)

未遂犯の処罰根拠を構成要件の実現ないし結果発生の現実的危険の惹起に求める以上、実行の着手もその現実的危険を惹起せしめることをいうと解すべきであり、実質的客観説が妥当である。実行の着手とは、構成要件的结果の発生に至る現実的危険性を含む行為の開始をいうと解すべきである⁸。それ故、検察側は B-2 説を採用しない。

2. 因果関係の錯誤について。

⁶ 大谷實『刑法講義総論[新版第4版]』(成文堂,2012年)364頁。

⁷ 大谷・前掲同頁。

⁸ 大谷・前掲 365頁。

ア説について

責任主義の観点から考えれば、第1行為との関係で第2行為も発生した結果も相当因果関係の範囲内であるのだから、実際に生じた事情を認識していた場合により形成されるべき反対動機は、行為者が予見していた事情から形成されるべき反対動機は符合すると考えられる。それならば因果関係の錯誤があったとしてもその錯誤が重要でなく故意を認めることは十分妥当といえる。

それ故、検察側はア説を採用する。

イ説について

行為者が認識した行為の現実的危険性が具体的態様における結果の中に実現した。しかし当該行為の有する現実的危険性を行為者が的確に認識しているとは限らない。そのためこの説を採用すると故意犯の成立が不当に狭められることになる。

それ故、検察側はイ説を採用しない。

15 VI. 本問の検討

第1 Xの罪責

1 Xが本件ビルの一階にガソリンを撒いた行為について、非現在建造物等放火罪(109条1項)が成立しないか。

(1) Xが、ガソリンを撒いた行為単体についてみると、放火の故意が認められないので、本罪が成立する余地がないようにも思える。もっとも、本件ガソリン撒布(以下第1行為)が、Xが後に行おうとしていた本件ビルへの放火(以下第2行為)の「実行の着手」(43条)に当たれば、本罪が成立する余地がある。本件ガソリン撒布は「実行の着手」にあたるか。

ア 未遂犯の処罰根拠を構成要件的结果発生の現実的危険性の惹起に求める以上、実行の着手時期もその現実的危険性の惹起に求めるべきである。したがって、実行の着手時期は、構成要件的结果発生の現実的危険性を惹起する行為を開始した時点であると解する。そこで、①第1行為は第2行為を確実に容易に行うために必要不可欠なものであったといえること、②第1行為に成功した場合、それ以降の放火計画を遂行する上で障害となるような特段の事情が存しなかったと認められること、③第1行為と第2行為との間の時間的場所的接性が認められれば、第1行為の時点で放火の実行の着手を認めると解する。

イ 本件において、火気が無ければ放火は不可能なので第1行為は第2行為を確実に容易に行うために必要不可欠なものであった(①充足)。また、本件ビルにはX以外の人はいなかったため誰かが止めに来る可能性もなく、第1行為に成功した場合、それ以降の殺害計画を遂行する上で障害となるような特段の事情が存しなかったといえる(②充足)。そして、第1行為も第2行為も本件ビルという同じ場所でほぼ同じ時間に行われる予定だったので両行為の時間的場所的接性が認められる(③充足)。したがって、第1行為は放火の「実行の着手」にあたる。

(2) また、本件ビルは全焼しており「焼損」も認められる。

(3) そして、Xは放火する意図を有していたので故意(38条1項)も認められそうである。もっとも、Xがタバコを吸おうとライターに火をつけたところガソリンに引火しており、Xが意図した因果関係と異なる。このような因果関係の錯誤の場合に、故意が認められるのか。

5 ア 故意責任の本質は、半規範的人格態度に対する道義的避難であり、規範は構成要件という形で与えられている。そこで、主観と客観が構成要件の範囲内で符合する限り、規範に直面し得たといえ、故意が認められると解する。具体的には、因果関係が認められることにおいて主観と客観が符合すれば、規範に直面し得たといえ、故意が認められる。

10 イ 本件において、Xはガソリンを撒布し点火することにより焼損結果が生じると考えているので主観において因果関係が認められる。また、実際にはガソリンにライターの火が引火し焼損結果が生じているので客観的にも因果関係が認められる。したがって、因果関係が認められることにおいて主観と客観が符合している。よって、故意が認められる。

(4) よって、本件ガソリン撒布について非現在建造物等放火罪が成立する。

15 2 次に、本件ガソリン撒布により隣接する現在建造物であるB社ビルも全焼している。そこで、本件ガソリン撒布について現在建造物等放火罪(108条)も成立しないか。非現在建造物に放火することにより、隣接する現在建造物に延焼するであろうことを予見していれば、現在建造物等放火罪の故意が認められるところ、本件ビルとB社ビルとの間はわずか3メートルであったことからすると、Xは本件ビルを放火することにより、B社に延焼するであろうことを予見していたといえる。したがって、本件ガソリン撒布について現在建造物等
20 放火罪の故意が認められる。よって、本件ガソリン撒布について現在建造物等放火罪が成立する。

3 以上より、Xは非現在建造物等放火罪(109条1項)と現在建造物等放火罪(108条)の罪責を負い、両者は包括一罪となる。

第2 Yの罪責

25 1 YがCの頸部をベルトで締め付けた行為(以下本件絞首)について、殺人罪(199条)が成立しないか。

(1) ベルトで頸部を締め付ける行為は人を窒息死させる現実的危険性を有するので殺人罪の実行行為といえる。また、Cの死亡結果もある。

30 (2) もっとも、Cの直接の死因は一酸化炭素中毒であり、本件絞首ではないので因果関係が認められないのではないか。

ア そもそも因果関係とは行為と結果の事実的な結びつきをいう。そして、実行行為とは構成要件的结果発生の現実的危険性を有する行為をいう。したがって、行為の内包する危険が結果へと現実化したといえれば因果関係が認められる。

35 イ 本件において、YはCを絞首しその場に放置しているが、人を絞首した者が被害者をその場に放置することは珍しくない。そして、B社ビルでは火災が起きていたところ、そのような場所に被害者を放置すれば、意識消失状態のまま避難できず一酸化炭素中毒死する危

険がある。したがって、本件絞首には、Cが一酸化炭素中毒死する危険が内包されている。そしてCは一酸化炭素中毒死しているので本件絞首の内包する危険が現実化したといえ因果関係が認められる。

5 (3) Yは殺意を有していた。また、因果関係の錯誤があるが、因果関係が認められることについて主観と客観が符合しているので、前述の故意責任の本質から故意も認められる。

(4) 以上より、本件絞首について殺人罪(199条)が成立し、Yはその罪責を負う。

Ⅶ. 結論

10 Xは非現住建造物放火罪(109条1項)と現住建造物放火罪(108条)の罪責を負い、両者は包括一罪となる。

Yは殺人罪(199条)の罪責を負う。

以上